

基本指針の主な記載事項

1

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2

第二 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

- 子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施。
 - 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
 - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
 - 都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
 - ・市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育を計画的に実施
 - この他、市町村域を超えた広域調整、幼稚園教諭・保育士等の人材確保・質の向上に係る方策、保護を要する子どもに関する専門知識を要する施策等を実施。
 - 国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施。
- 子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。

3

- 質の確保・向上を図ることが重要
 - 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
 - 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
 - 施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善 等
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要。
 - 市町村、都道府県及び国は、教育・保育施設(※)の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施
- ※ 認定こども園、幼稚園、保育所

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

- 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、関係者は、以下の連携・協働の体制を整備。
 - ・市町村内、都道府県内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間の連携・協働
 - ・市町村相互間、市町村と都道府県の連携・協働
 - ・市町村と事業者、事業者間の連携・協働(教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等)

4

- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る連携、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携
- ・国と地方自治体の連携・協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

5

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

1 教育・保育提供区域の設定

- 市町村は、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。
※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
 - ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
 - ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 - 一 地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。

6

※認定の区分

- 3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

※この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す。

- ・保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない。
 - 地域の実情等に応じて、区分することも可能。

※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)

- 待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

- ・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(イメージ)

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)			300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)					20人			30人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

※0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。(地域子ども・子育て支援事業。P9、10参照)

※当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

- ・「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。

→他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)や確認を受けない幼稚園(※3)により確保する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能→P17参照)。

* 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)

※1 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入れに配慮。

9

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

11

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

○認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)

○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

○幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進

○保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。

○0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

12

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・好事例の収集・提供等
 - ・企業における研修の実施等
 - ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等

13

・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

—仕事と子育ての両立のための基盤整備

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 区域の設定

○都道府県は、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勧奨して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定。

・区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分ごとに設定することも可。

(イメージ1)共通の区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

各認定区分に共通する区域として設定

(例)区域①:〇〇市

区域②:△△市+◎◎町 ...

(イメージ2)認定区分ごとに区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

→ 全県1区域

(例)区域①:〇〇市

区域②:△△市+◎◎町 ...

14

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)

- 都道府県は、区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
 - ・市町村計画の数値を集計したものを基本として、都道府県が設定する区域ごとの広域調整を勧案。
 - ※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。
- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勧案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

15

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 都道府県は、区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。
 - ※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。
 - 区域内において需給ギャップがある場合などは、協議時に所要の調整。
- 都道府県は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。
 - ・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

16

(2) 都道府県の認可・認定に係る需給調整の考え方

○都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。

○ただし、以下に該当する場合には、需給調整。(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条35条第8項)

・ 認定区分(3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり)ごとに都道府県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになるか認めるときその他の省令で定めるとき

一 需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数(※)) → 原則認可

一 需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数(※)) → 需給調整

(※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

17

(1) 計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整について

(イメージ)

2年目(+50人)、3年目(+100人)に教育・保育施設を整備することにより需給ギャップを解消する計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数		400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200人	250人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
②-①		▲150人	▲100人	0人	0人	0人

地域型保育事業者から認可の申請(+15人)があった場合

・「需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数)」であるが、需給調整の対象とできることとする。

※なおこの場合も、自治体の判断で、計画上想定していなかった教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定を行うことは可能。

→実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましい。

18

〈2〉認定こども園に移行する場合の需給調整について

① 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行しようとするケース

(保育の必要性がある子どもの定員設定が必要)

(例)

	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に保育の利用希望が
満たされている。
→認定こども園の認可等を
どう取り扱うか？

・都道府県は、地域における教育・保育施設(3-5歳/0-2歳、保育の必要性ありの認定)の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定しなければならないこととする。

- 一認可・認定に裁量が生じることがないよう、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。
- 一「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

19

②保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行しようとするケース

(例)

	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に学校教育の利用希望が
満たされている。
→認定こども園の認可等を
どう取り扱うか？

・都道府県は、地域における教育・保育施設(3-5歳、教育のみの認定)の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定しなければならないこととする。

- 一認可・認定に裁量が生じることがないよう、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。
- 一「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や、認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

→二 4を参照。

20

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
- ・幼稚園教諭・保育士等の具体的な必要見込み人数とその確保方策についても記載
- 国が講じる保育教諭の促進(幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進)に係る方策、潜在保育士の活用方策、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

- 各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を記載。
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 社会的養護体制の充実
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ※上記の各施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

21

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- 都道府県は、市町村計画の協議を受け、調整を行うことにより、広域調整を実施。
- 都道府県は、市町村が教育・保育施設の確認を行い利用定員を設定する時に市町村の協議を受け、調整を行うことにより、広域的調整を実施。
 - ※これらの協議・調整に係る手続を計画に記載。
- 市町村計画の調整に際しては、まず市町村間で調整を行うことが原則、調整が整わない場合等に都道府県による広域調整を実施。

2 教育・保育情報の公表

- 保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資する、子ども・子育て支援法の規定による教育・保育情報の公表に係る体制整備等

22

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○都道府県は、市町村、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

—仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発

・好事例の収集・提供等

・企業における研修の実施等

・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等

・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

—仕事と子育ての両立のための基盤整備

23

六 その他

○子ども・子育て支援事業計画の作成は、量の見込み及び確保方策を平成26年9月中にとりまとめ、子ども・子育て支援事業計画を平成26年度中に作成。

○子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、アウトプット、アウトカムの両面から毎年度点検・評価、公表。

○子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直し。

○東日本大震災による被害が甚大であった市町村であって、将来の見通しを立てることが極めて困難なものにおいては、事業計画の作成に当たって、その実情に応じ、弾力的な取り扱いを行っても差し支えないこととする。

第四 子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

○市町村は、要保護児童や障害児等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として子ども・子育て支援の基盤整備を行う。(子ども・子育て支援法第3条第1項等)

○都道府県は、児童相談所の設置(児童福祉法第12条)、都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に基づく施策(母子及び寡婦福祉法第12条)、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可(児童福祉法第35条第4項)など、子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする施策を推進。

24

→都道府県において必要な基盤整備を進めるとともに、都道府県と市町村の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする。

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

○子ども・子育て支援施策の充実と「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要。

○国は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、以下の施策を推進。

—男女双方について、子育て期間中を含めた働き方の見直し(育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境づくり(中小企業を含む))

—男性も子育てができる働き方の実現(「パパ・ママ育休プラス」の活用等)

—仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の社会的評価の推進

—様々な機会を活用した国民への周知、子育てに関する理解の促進(インターネットによる周知・広報、両親学級等)等

※育児休業明けの保育所等の円滑な利用のための環境整備については、P12)参照。

25

第六 その他

○市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関等(いわゆる地方版子ども・子育て会議)を置くことに努める。

○地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す。

26

計画の見直しについて

○子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。

※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。

○計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。

※乖離がない場合は計画の見直しは不要。

→本制度のPDCAサイクルを確保(地方版子ども・子育て会議等を活用することを想定)

①【計画段階】 ~Plan~

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設) ②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人									
	地域型保育事業 ②''	/	/	20人	/	/	30人	/	/	50人	/	/	50人	/	/	50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②【実施段階】 ~Do~

※認定者数が想定を上回ったケース

		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①	量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人
	認定者数	300人	210人	210人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	②''	/	/	20人	/	/	30人
②-①		0	▲10人	▲110人	0	▲20人	▲40人

④【見直し後の計画】 ~Action~

		3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容		300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人
②-①		0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0

③【点検・評価】 ~Check~

点検・評価(毎年度) →必要に応じて計画の見直し(中間年を目安)

※地方版子ども・子育て会議等を活用

参考

広域調整のイメージ(未定稿)

1. 広域調整について

○市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」+「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。（子ども・子育て支援法第61条）

○住民の利用希望の把握は、基礎自治体たる市町村の役割であり、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」は、市町村子ども・子育て支援事業計画を積み上げたものが基本となるが、都道府県は、広域自治体として広域調整を担う。

→都道府県が広域調整を行うため、子ども・子育て支援法に以下を規定。

- ・教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を設定する際の協議（法第31条第3項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画策定時の協議（法第61条第9項）
- ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の任意記載事項に位置づけ（法第62条第3項第1号）

※都道府県の役割（法第3条第2項）

・都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

○都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整・連携の上、取組を進めることが必要。（※子ども・子育て支援法の計画策定プロセスは、都道府県と市町村の連携を推進するための有力なツール。）

○広域調整が必要となる具体的場面を次ページ以降に整理。

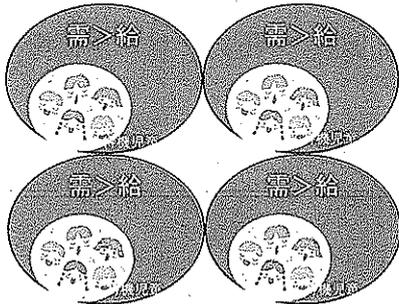
29

2. 広域調整が必要となる場面

I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要とする子ども】

<ケース1> 各市町村が需要超過

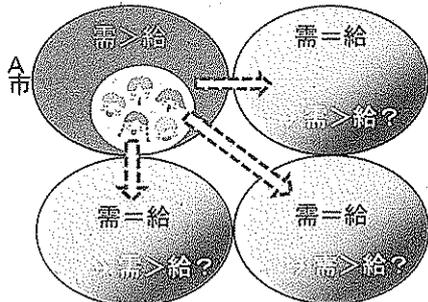


→ 各市町村において、需給の均衡が早期に達成されることが必要。（＝市町村による保育の実施義務・確保義務）

→ あるいは、各市町村が協議、調整し、共同で教育・保育施設・地域型保育事業を整備 など

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

<ケース2> 一部市町村（A市のみ）が需要超過（広域利用の希望により、周辺自治体も需要超過におちいる可能性があるケース）



→ 需給が不均衡な市町村（A市）において、需給の均衡が早期に達成されることが必要。

（＝市町村による保育の実施義務・確保義務）

→ { ・A市内に教育・保育施設・地域型保育事業を整備
・周辺自治体と共同で周辺自治体に教育・保育施設・地域型保育事業を整備 など

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

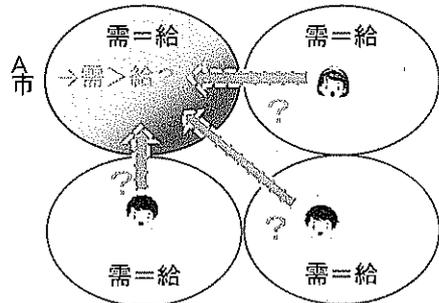
30

2. 広域調整が必要となる場面 (続き①)

I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要とする子ども】

<ケース3> 広域利用の希望を踏まえると、一部市町村で需要超過

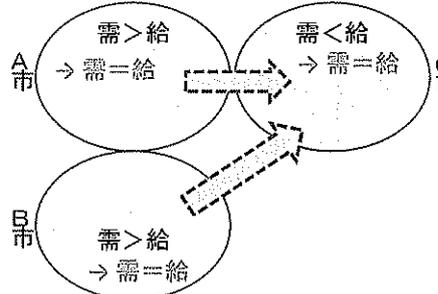


→

- ・関係市町村が共同でA市内に教育・保育施設・地域型保育事業を整備
- ・A市への委託(利用定員に余裕のある施設等への委託)
- ・広域利用に一定の制約を設ける など

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

<ケース4> 広域利用の希望を前提とすれば各市町村とも需給均衡しているが、流入超過の市町村(C市)において不公平感あり。



→

関係市町村が協議、調整(市町村間の流出入の均衡、費用負担 等)

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

2. 広域調整が必要となる場面 (続き②)

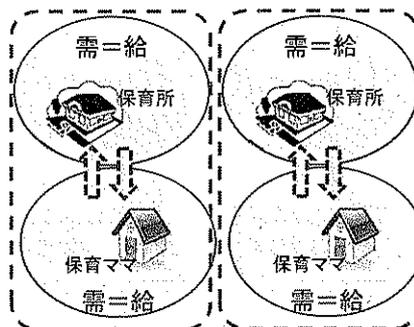
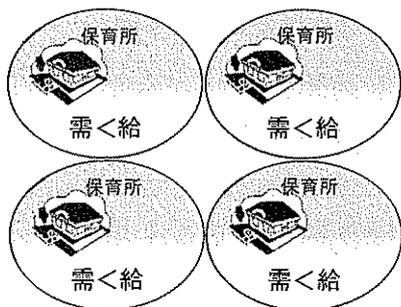
I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要とする子ども】

<ケース5> 子どもの数が減少している地域

—市町村ごとに保育を確保—
→児童人口減により供給が上回る状況

—複数市町村が協同し、教育・保育施設・地域型保育事業を
組み合わせて管理—



⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

※<ケース2~4>は、広域利用の実態や住民の希望によって、広域調整の要否に影響が生じるケース。
(広域利用に対する自治体の考え方によっても、要否の判断は変わりうることに留意が必要。)

※都道府県境で広域調整が必要となる場面も考えられる。

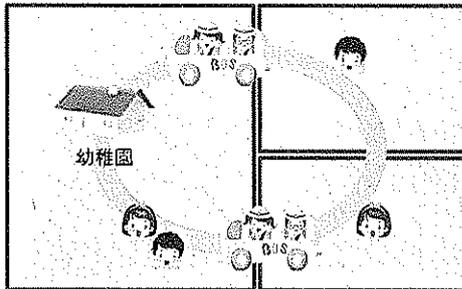
→ 関係市町村から要請を受けた都道府県間で調整。

2. 広域調整が必要となる場面 (続き③)

I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要としない子ども】

<ケース6>



幼稚園、認定こども園は、一般的に広域利用が想定。
→都道府県は、その実態を勘案して需給バランスを確認。

※一般的に、保育を必要としない子どもは減少傾向にあり、新たな基盤整備や定員増が求められる地域は一部。
→ 広域調整が必要な場面は、保育を必要とする子どもの場合に比べて限定的ではないか。
※都道府県が定める「区域」の設定に係る議論と関連。

※都道府県境で広域調整が必要となる場面も考えられる。
→ 関係市町村から要請を受けた都道府県間で調整。

33

2. 広域調整が必要となる場面 (続き④)

II 地域子ども・子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業の中核である以下の事業は、広域利用が想定される。

→都道府県は、広域利用の実態や希望を基に、市町村子ども・子育て支援事業計画の調整を行う。

地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
延長保育事業
病児保育事業

} 広域利用が想定

○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業等は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策(要保護児童等対策)と密接にリンク。

(例)市町村の乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の取組の充実

→子育て支援、虐待の予防・再発防止

→都道府県(児童相談所等)と市町村が適切な役割分担を図り、要保護児童等に対する切れ目のない支援をより効果的に実施することが可能となる

34

基本指針の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
- 限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考> 計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

平成26年度前半

後半～

平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

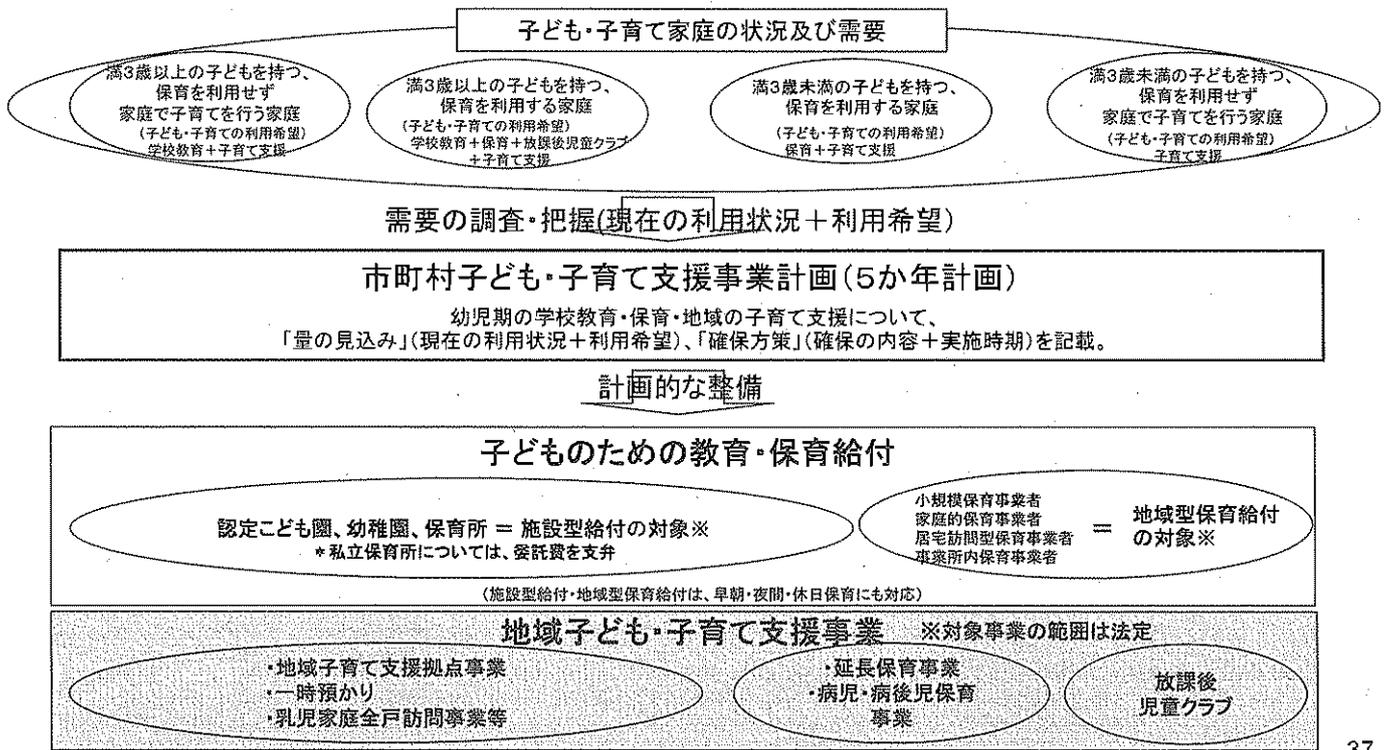
◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
- ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
- ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

37

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

＜必須記載事項＞

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

＜任意記載事項＞

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

38

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

39

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

<必須記載事項>

○ 区域の設定 (第2項第1号)

○ 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)

○ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)

○ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

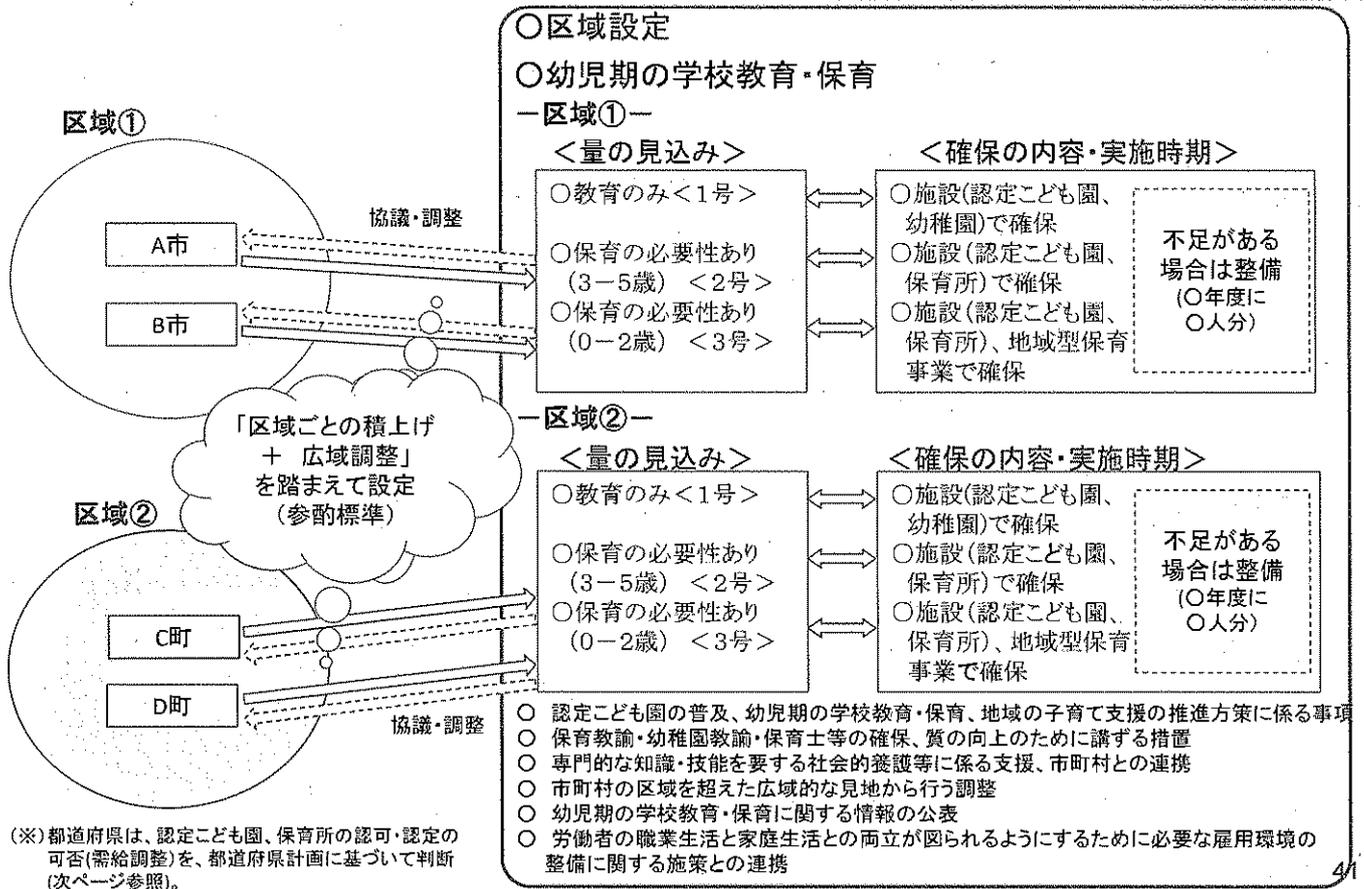
○ 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)

○ 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

40

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②



3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

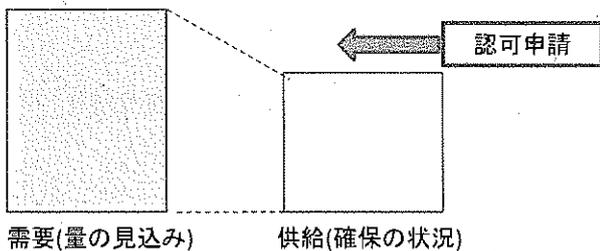
- 子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整

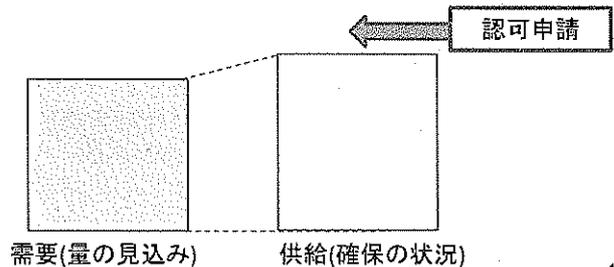
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)

→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)

→ 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

4. 基本指針項目①

○ 子ども・子育て支援の意義並びに幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項（法60Ⅱ①）

○ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)（法60Ⅱ①②）

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 1 教育・保育提供区域の設定
 - 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

43

4. 基本指針項目②

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 幼児期の学校教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

44

4. 基本指針項目③

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
 - 2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
 - 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項（法60Ⅱ③）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（法60Ⅱ④）
- その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項（法60Ⅱ⑤）

45

5. 参照条文①

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

46

5. 参照条文②

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

47

5. 参照条文③

- 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。